



(週刊) 第1462号  
発行 秋田民主商工会  
機関紙・教宣部  
秋田市中通7-2-21  
TEL 833-5776 FAX 833-5763  
minsyo@akita-minsyo.com  
http://www.akita-minsyo.com/



# 払えない税金は分割・猶予できます

## 「南税務署に税金の分納を申請」

### 赤字でも消費税は納税義務

消費税の確定申告・納付期限の3月31日(今年の日曜日のため4月1日)を前

に、すでに自主申告は終了したけれど税額が高くてとても払えないと、分割納付等の相談を3月25日に事務所へ、申請を3月27日と29日に南税務署で4人の方が行いました。

たとえ赤字でも発生する消費税。売上だけで消費税が計算される簡易課税業者は、収支で赤字でも消費税が発生します。

### 書く必要のない 差し押さえ誓約書

事前に民商事務所へ相談会を開き、納付計画を立てたり、もし税務職員が誓約書(滞納したら財産の差し押さえ、処分されても異議はないというひどい内容)を書かせようとしたら法的な義務はないので断ること

めてきましたが、「書かないのか」との質問に、税務職員は「そういうことはありません」と言うので、本人たちはきっぱりと断って分納を認めさせました。事前の相談会に参加せず、

## 平成25年度 県住宅リフォーム補助申請について

既にお知らせいたしました。平成25年度も、秋田県の住宅リフォーム支援事業は継続されます。

50万円以上のリフォーム費用を要し、平成25年4月1日以降工事が完了するも

の、などが対象となります。申請書等が新しくなっており、上限金額が変更になっていきます。

新様式の書類は民商事務所にも用意してあります。詳しくは民商事務所まで



※工事前、工事中の写真の撮り忘れにご注意下さい。

## お知らせ

3.13重税反対中央集会の会場で傘の忘れ物が7~8本ありました。赤、黒、チェック柄、透明の傘などです。お心当たりの方は民商事務所までご連絡下さい。

## 労働保険年度更新日程

- ◇4月15日(月)~4月17日(水) 二元(建設の事業)
  - ◇4月22日(月)~4月24日(水) 一元(一般の事業)
- 時間: 午前9時30分~12時00分・午後1時00分~4時30分  
会場: 秋田民商事務所

※当日都合の悪い方は必ず事前にご連絡下さい。

秋田民主商工会 Tel 833-5776 Fax 833-5763

## 消費税増税ストップを合言葉に

# 全商連・地方別活動交流会

(5月19~20日 於: 宮城蔵王)

○交流会には秋田民商三役、事務局長、婦人部長、青年部長などが参加します。

○交流会に成功にむけて

- 一 会員5名の署名
- 一 会員1読者をふやしましょう

## ●消費税の増税中止!

第84回

# メーデー

5月1日(水) 9時開場

会場: エリアなかいち にぎわい交流広場

